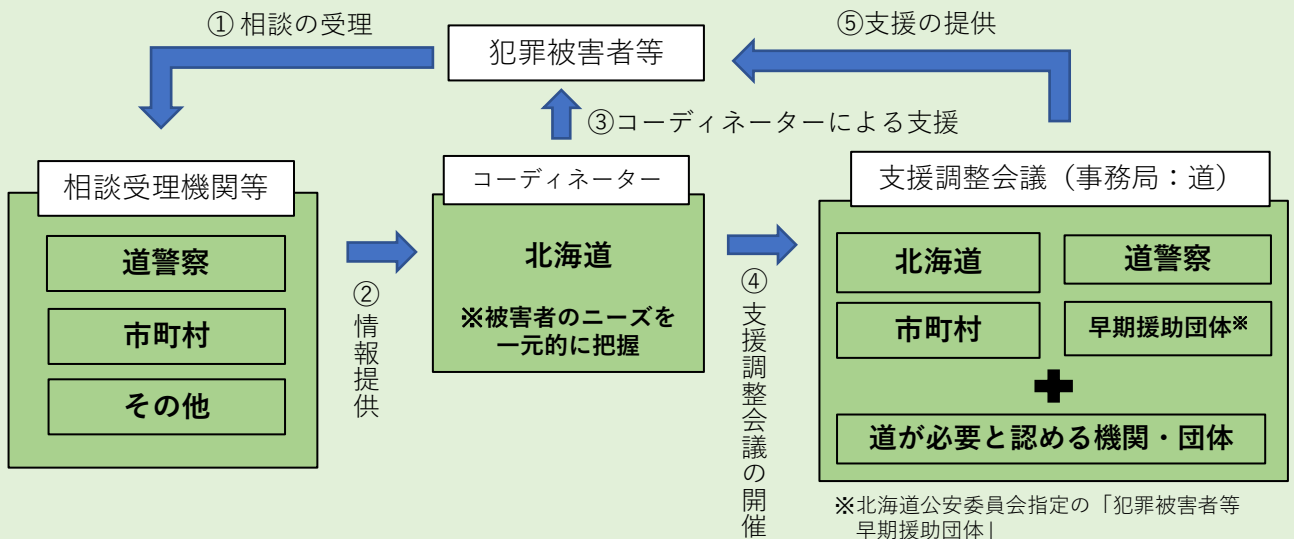


多機関ワンストップサービスについて

1 多機関ワンストップサービスの流れ

- ① 相談の受理
道警察等の関係機関は、犯罪被害者等から被害内容等を聴取します。
- ② 道（コーディネーター）への情報提供
上記①の相談受理機関等は、複数の機関・団体等による複数の制度・サービスを提供する必要がある場合に、道（コーディネーター）へ情報提供を行います。
- ③ 道（コーディネーター）による支援
コーディネーターが犯罪被害者等のニーズの把握や支援計画の立案等を行います。
また、支援計画の内容を説明するとともに、達成状況を確認します。
- ④ 支援調整会議の開催
道が事務局となって、支援計画に係る関係機関が参加する会議を開催し、支援計画を決定するとともに、犯罪被害者等が必要な支援を円滑に受けられるよう調整します。
- ⑤ 支援の提供
各機関が支援計画に基づき、支援を提供します。



2 対象犯罪行為（未遂を含む）

- 殺人、強盗致死傷、性犯罪(刑法(明治40年法律第45号)に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。)、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死等、全治1か月以上の傷害等
- ひき逃げ、交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故、危険運転致死傷
- その他、相談等受理機関・団体（相談受理機関等という。）が必要と認めた事案

3 支援対象者

- 対象犯罪行為による犯罪被害者である道民
- 対象犯罪行為による犯罪被害者の家族又は遺族で、かつ、対象犯罪行為の発生時に道民であった者